

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2018年7月5日

東京都作業部会確認 2018年7月25日

(契約変更に伴う再確認 2020年5月18日)

(契約変更に伴う再確認 2020年10月14日)

事業名

案件名 選手村メインダイニング実施設計・施工等発注

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委員会のオーバーレイを除き都の負担 (令和2年5月12日契約変更に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 (令和2年10月7日契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 (令和2年5月12日契約変更に伴う追記) 大会延期に伴い、維持管理部署へ建物を引き渡す際に閉鎖管理の必要性が生じた。このため、仮囲いの設置位置、コスト面や工期などを踏まえ検討した結果、本事業にて設置することとした。 (令和2年10月7日契約変更に伴う追記) 大会延期に伴い、原契約における資機材のリース期間(2020年9月)の期間延長等を行う。また、建物維持管理費用削減のため、運転済みの冷凍冷蔵機器を運転停止し、大会前に再稼働させるなど、組織委員会が一括して執行することで費用対効果の高い対応が図れる。 	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一日に 45,000 食を提供するだけでなく、世界各国から集まる選手団の様々なニーズ(食生活や宗教観など)に応えることが求められる。 (令和 2 年 5 月 12 日契約変更に伴う追記) ・仮囲いの追加設置は、大会の延期に伴い安全かつ低コストで長期の維持管理を行うために不可欠なものである。なお、今回の契約変更は、新築工事フェーズの最後の契約変更であり、現時点で手続きを進める必要がある。 (令和 2 年 10 月 7 日契約変更に伴う追記) ・リース期間延長は建物の閉鎖管理するために警備上かつ必要最低限の設備稼働上必要であり、設備機器の停止再稼働作業は維持管理費の低減のため必要な作業である。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提供食数や収容人数の規模と選手村敷地内の制約から建物を 2 階建てにて計画。運営面では厨房機能の一階に集約しつつ、選手動線へ配慮したレイアウトとし効率的な運用を可能とする。 ・東京都積算基準・単価により積算 (令和 2 年 5 月 12 日契約変更に伴う追記) ・仮囲いの追加設置により、維持管理業務の縮小を図れることから、効率性が図られている。 (令和 2 年 10 月 7 日契約変更に伴う追記) ・リース品で既に設置済みのものだけを解体撤去及び養生し、大会前に再設置をすることは施工上難しく工事費用もかかり非効率的である。また撤去した場合に必要な建物の維持管理費や警備費用を考慮してもリース期間を延長する方がコスト面でも効率的である。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や意匠性が過度なものとならないよう組織内調整の上、設計要件を確定させた。 ・東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。 (令和2年5月12日契約変更に伴う追記) ・仮囲いの追加設置について本工事にて一括で実施することにより、経費の削減に努めている。 (令和2年10月7日契約変更に伴う追記) ・既に設置済みの設備機器を一時停止させることで電気料金及び設備機器維持管理費並びに定期点検費用の削減となる。また、建物の仮設許可期間に変更が生じたので、行政手続きが必要となった。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。 ・V2 予算内 (令和2年5月12日契約変更に伴う追記) ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和2年10月7日契約変更に伴う追記) ・延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。